

(案)

松山市の地域クラブ活動の
在り方等に関する方針

令和7年3月

松山市

目 次

I 新たな地域クラブ活動

- 1 新たな地域クラブ活動の在り方
- 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - (1) 参加者
 - (2) 運営団体・実施主体
 - ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実
 - ② 関係者間の連携体制の構築等
 - (3) 指導者
 - ① 指導者の質の保障
 - ② 適切な指導の実施
 - ③ 指導者の量の確保
 - ④ 教師等の兼職兼業
 - (4) 活動内容
 - (5) 適切な休養日等の設定
 - (6) 活動場所
 - (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - (8) リスク管理
- 3 学校との連携等

II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法
 - (1) 休日の活動の在り方等の検討
 - (2) 支援体制の整備
 - (3) 段階的な体制の整備
- 2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進
- 3 本市の総合的・計画的な取組

III 大会等の在り方の見直し

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率【地域クラブ活動】
 - (2) 大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 大会等の在り方

終わりに

I 新たな地域クラブ活動

本市の市立中学校では、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を支えていくための新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 市は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培う機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るため、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の協力を得て、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。市は、関係者の協力を得て、このような運営団体・実施主体の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に親しむプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組む。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

希望する全ての生徒

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 市は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラ

ブやスポーツ少年団、スポーツ団体振興協議会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体など多様なものを想定する。また、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体、地域学校協働本部など、学校と関係する組織・団体も想定する。

イ 市は、スポーツに関する地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を広く周知する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

② 関係者間の連携体制の構築等

市は、地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進のために、市長部局や教育委員会の中のスポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などを立ち上げ、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

ア 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や

文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所の施設・設備の点検や活動時の安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

イ スポーツに関する地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化芸術に関する地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化芸術活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒のスポーツ・文化芸術の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、生徒が燃え尽き症候群(バーンアウト)により意欲低下することなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体又は各分野の関係団体等が作成・公開する合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引(競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例、週間・月間・年間での活動スケジュール、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等で構成し、指導者や生徒が活用するにあたり利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、上記ア～エに基づく指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導

者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 市は、関係者の協力を得て、指導者の発掘・把握に努め、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

ウ 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整えるよう努める。

④ 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう努める。

イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いらることがないように十分に確認するとともに、勤務校等での業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長への事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は連携して、それぞれで勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバー

サルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、関係者が連携・調整を図る。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校なども活用する。

イ 市は、地域クラブ活動を行う団体に対して、利用しやすい環境づくりに努める。

ウ 前記ア、イについて、市の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を検討する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（8）リスク管理

ア 事故が発生した場合、その責任を、指導者等の個人または地域クラブ活動の運営団体・実施主体が問われる場合があるため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、日常的な事故防止に向けた取組と、事故発生時の対応を盛り込んだ事故対応マニュアルを作成するなど、リスク管理体制を構築する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

ウ 市及びスポーツ団体振興協議会は、指導者等の個人または地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、適切な保険に加入できるよう、情報提供を行う。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持っている。

そこで、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師等の知見も活用する。

ウ 市は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように努める。

Ⅱ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 市は、地域での新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日の地域の環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日の環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

(2) 支援体制の整備

ア 市は、学校部活動で、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保・配置し、「指導内容の充実」「生徒の安全の確保」「教師の長時間勤務の解消」を図る。また、それらの学校部活動に携わる地域人材が、地域クラブ活動にも携わることができるよう、地域クラブ活動に関する情報発信を行うとともに、指導者へ実施団体・運営主体を紹介しマッチングする取組などを検討する。

イ スポーツ団体振興協議会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組の情報発信・マッチングを行う。

ウ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市の関係部署や地域のスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっ

ては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市が運営団体となり、あるいは市が中心となって運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に指導者を派遣する体制
- ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ団体振興協議会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体、学校と関係する保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体、地域学校協働本部など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、生徒が参加する体制
- ③ 直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、市や学校が、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けており、市では、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

イ 市は、改革推進期間終了後に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 本市の総合的・計画的な取組

市は、推進計画の策定により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域でのスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等で、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、大会等の見直しを行う。

イ 市は、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、後援名義や、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を検討する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率【地域クラブ活動】

地域クラブ活動での大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する

指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えた報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校での業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

イ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

ウ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

終わりに

学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであるが、学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されており、現在、多くの地域で、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。

人の生涯の中でも中学生や高校生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、スポーツ活動と文化芸術活動は、これらに対し共に貢献できるものであることから、市の方針では両者を分け隔てることなく一体として取り扱ったところである。

また、市の方針は、様々な事情を抱える学校現場や地域で、部活動改革を進めるための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。

したがって、学校、スポーツ・文化芸術団体等では、市の方針を参考に、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。

なお、本方針は、市内の取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うことを申し添える。